

公開講演

温泉行政について

環境庁施設整備課 田中瑞穂

1. はじめに

本日ここに権威と歴史のある日本温泉科学会大会が開催されますことを心からお祝い申し上げます。また、本日お集りの皆様方には、日頃から温泉の保護や適正利用にご尽力を載きこの場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、温泉法は、温泉を保護しその利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和23年に制定されてから35年がたちました。

御承知のとおり、我が国は世界屈指の温泉国であります。近年一部の温泉地においては、温泉の汲み上げすぎによる枯渇現象や温泉地周辺における地熱開発の影響の問題など極めて重要な問題が生じております。

環境庁といたしましては、急速に進行する高齢化社会、都市化の進展の中にあつて温泉地の果たす役割はますます重要となつており、温泉の保護と適正利用のための施策を積極的に講じてまいり所存であります。

以下、最近の温泉行政についてお話ししたいと存じます。

2. 温泉の現況と推移

昭和56年度末現在全国の温泉地は2,106か所、源泉数は19,470本である。これは、統計を始めた20年前の昭和38年度と比較しますと温泉地数は約900か所、源泉数は約9,000本と大幅に増加している。

また、源泉を自噴泉と動力泉に分けてみると自噴泉は昭和38年度55%と動力泉より多かったが、昭和42年には逆転し、以後自噴泉はだんだん減少し、昭和56年度には36%となっている。

泉温については、42℃以上の高温泉は、総源泉数の増加という要素から絶対数はほぼ横ばいが続いているものの全体に占める比率は低下傾向にある。(昭和42年度68.8%、昭和56年度61.1%)

総湧出量は、源泉数の増加に伴い徐々に増加し、昭和56年度は毎分1.741トンであり、これは昭和38年度の1.9倍、昭和48年度の1.3倍である。

このように源泉数が増え、温泉の採取量が増え、自噴泉が減少していることを考えるとますます温泉の保護が必要である。

3. 温泉の利用の動向

温泉の宿泊利用者のピークは昭和48年度の1億2,100万人で昭和49年度以降は減少の傾向にあり、昭和56年度は1億900万人でありピーク時より1,200万人少なくなっている。ただし、56年度を前年の55年度と比較すると宿泊者数で168万人増加しており、国民保養温泉地についても21万人とわず

かではあるが増加していることは興味をもたれるところである。また総宿泊者数のみならず、1施設当たりの宿泊者数も98人(7,085人→7,183人)の増加がみられたことは、景気停滞の厳しい経済環境の中にあって一般の観光地の入りこみが伸び悩み、低迷を続けているときに、温泉に対する新たな需要を示すものと推測され、今後の動向に注目したい。

4. 国民保養温泉地について

国民保養温泉地は、温泉の公共的利用の増進を図るため、環境庁長官が温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定するものであり、昭和29年から指定が始められ、本年3月指定の群馬県片品温泉郷、長野県美ヶ原温泉、岐阜県小坂温泉郷を含め、現在72か所80市町村に及んでいる。

国民保養温泉地の選定要件としては、(1)温泉に関する条件として、ア. 泉効が顕著であること。イ. 湧出量が豊富であること。(2)環境に関する条件として、ア. 附近一帯の景観が佳良であること。イ. 環境衛生条件が良好であること。ウ. 温泉気候学的に休養地に適していること。エ. 医療施設及び休養施設を有するか又は将来設置し得ること。オ. 交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性があること。カ. 災害に対して安全であること。キ. 医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医が設置されていること。などがあるが、これらの条件を満たしていれば、今後とも関係市町村及び都道府県からの指定申請を受け、指定を行う方針である。

また、昭和56年度からは、これら国民保養温泉地のうち特に保健的効能を積極的に活用した国民保健温泉地を育成することを目的として現在7か所(群馬県四万温泉、長野県丸子温泉郷、岐阜県白川郷平瀬温泉、新潟県枳尾又・駒の湯温泉、山口県俵山温泉、熊本県湯の鶴温泉、大分県湯布院温泉)の施設整備に補助を行っている。整備の対象は温泉センター(温泉総合利用施設)、屋外飲泉施設、自炊棟、歩道、園地、運動施設であるが、その中核は温泉センターであり、医療機関の協力を得て、リハビリテーション、カウンセリング等が可能となるとともに楽しみながらの健康づくりが期待されているところである。

5. 地熱開発について

近年石油代替エネルギー資源の一つとして地熱開発が行われ、現在8ヶ所において215,000KWの発電が行われている。

我が国の地熱発電所

58年8月現在

	会社名	発電所名	所在地	出力(KW)	運開および運開予定
運転中	日本重化学工業(株)	松川	岩手県松尾村	22,000	41年10月
	九州電力(株)	大岳	大分県九重町	12,500	42年10月
	三菱金属(株)	大沼	秋田県鹿角市	10,000	49年6月
	電源開発(株)	鬼首	宮城県鳴子町	12,500	50年3月
	九州電力(株)	八丁原	大分県九重町	55,000	52年6月
	日本重化学工業(株)	葛根田	岩手県雫石町	50,000	53年5月
	東北電力(株)	杉乃井ホテル	杉乃井	3,000	56年8月
	小計			165,000	
運転中	道南地熱エネルギー(株)	森	北海道森町	50,000	57年11月
	北海道電力(株)				
	合計			215,000	

昨年4月の資源エネルギー庁総合エネルギー調査会の長期エネルギー需給見通しによると、地熱発電は昭和65年度には現在の約14倍もの300万KW、昭和75年度には約37倍の800万KW程度の開発が必要とされているが、地熱開発が温泉に及ぼす影響が解明されない現時点においては、当庁としては、地熱資源の開発については従来から慎重に対処してきたところであり、基本的には地熱開発が既存の温泉に影響を与えることがあってはならないという立場から都道府県に対しては、温泉審議会で十分審議し、慎重に対処するようお願いしているところである。

なお、当庁においては、昭和57年度に「地熱開発が周辺既存温泉に及ぼす影響に関する基礎研究」を実施したが、その研究内容は諸外国（アメリカ、ニュージーランド、イタリア、フィリピン）の事例の文献調査が中心であり、一部日本についても実態調査を実施したものであり、目下その報告書の内容について検討中である。

6. 温泉の公衆衛生対策について

近年、一部の温泉地において温泉中に大腸菌等細菌が混入しており、飲用などにあたっては対策が必要ではないかとの学識経験者の意見もあり、当庁においては、温泉中の細菌等試験法を確立し、温泉の利用基準等の見直しを行うため、今年度と来年度の2ヵ年計画で源泉施設給湯施設等の構造、管理方法及び大腸菌等細菌による汚染状況を実態調査するとともにその対策について研究を行うこととしている。

7. 法第13条の運用について

法第13条には、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見易い場所に温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならないと規定され、また違反した場合の罰則も定められているが、かなりの旅館等において、掲示場所や掲示内容が適切でない場合があり、趣旨が徹底していないむきもありますので、事故の防止、温泉の適正な利用のため、掲示を徹底するよう都道府県を指導しているところである。

なお、掲示内容の禁忌症、適応症等については、昨年5月に医学の進歩に伴い、また一般の温泉利用者がわかりやすいよう病名等を易しく改訂したところである。（例えば、リウマチ性疾患→関節痛・筋肉痛、創傷→きりきず、適応症は知事の判断により掲示してもよいし、しなくてもよいとこことした。）関係の皆様方のご協力をお願いいたします。

8. 温泉療法医について

温泉療法医とは、日本温泉気候物理医学会が一般の医師に温泉治療学の啓蒙をはかり、数多い温泉治療者に対する一応の療養指導を行いうる医師の育成を目的として研修を行い認定している制度である。

温泉療法医の認定を受けるためには、学会会員歴3年以上で温泉療法医教育研修会を修了する必要がある。詳細は日本温泉気候物理医学会事務局（事務局は財団法人健康開発財団274-2861）までお訪ね下さい。

温泉療法医は現在全国に約160名おりますが、当庁といたしましては、多くの医師の方に温泉療法医になっていただき、適切な治療指導等を行っていただき、温泉地が一層健康増進に寄与することを期待しております。

